2008年5月22日 八幡事業所 Tel. Fax 672-7595 sawayaka@eagle. ocn. ne. jp 小倉事業所 Tel. Fax 647-3210 sawayakakokura@violin. ocn. ne. jp

者のノー

マライゼイションが

一九七〇年代に入り、

障

され世間一般に広められまし

マライゼイションとは、

福祉関係者の中で、

問題提起



ノーマライゼイションが叫ば

たどったかを見ながら、

の問題です。

の展望を提起します。

歴史的経過

イションがどのような経過を

はその障害者のノー れるようになりました。

マライゼ

今回

れまでの福祉は主に、

傷痍軍

の話題になり、

一九七〇年代から、

はじめに

第136号

相談役

発 行 者

特定非営利活動法人 通院介護センター わ P カン 迎事業を考え

歴史的経過と将来への展望

相 談 役 江 頭 博

見解ですので、 的経緯を見ながら今後どのように進むべきかを、 世下さい。 今回は、福祉移送サービスについて、その歴史 江頭博幸の見解を掲載します。 皆様の忌憚のないご意見をお寄 個人的な



害者の移動・移送の問題 運送をはじめました。そ 福祉分野の人々 H その手立てをする事です。 サービスが始まります。 九七〇年代から障害者の移送 由に行けることを目的にして、 社会復帰をし、 障害者が健常者と 何処へでも自 同等に、

でも、

全国の仲間たちは、

コツコツとこの事業を続

雲の上のような話でした。

業の成長、発展などは

いませんでした。 も小さく、事業としては 頼 ランティアによる移送サ 行 低料金で障害者の送迎を る移送サービスが中心で、 ったもので、 当時は、ボランティアに ビスは、 っていました。このボ 民間の善意に 経営規模

ものでした。戦後処理が終る

身体障害者の社会復帰や、

る被害者の救済を目的にした

人等を中心とする、戦争によ

黙の了解(グレーゾーン)で、 ボランティアによる送迎 白タク行為にあたりますが、 送法第八十条(当時)の を徴収する以上、道路運 対しては、 題にされることはありませ 低料金で送迎しても料金 同時に福祉移送サ 世間では暗

る 幸 考えると、毎月赤字で、 ませんでした。三十年間細々 追求するような大規模な組 と事業を継続してきたと に発展することは、望め 零細事業にとどまり、 いうべきでしょう。 庫代、 車の燃料代、人件費、 車の維持費等を

けてきたのです。 介護保険の導入

平成十一年四月一日か サービスが導入されタク れました。 来の福祉移送サービスと ここで、でてきたのが従 をする事になりました。 シー業界が移送サービス ら介護保険制度が導入さ その制度の中に、 移送

を導入したのは良か 護保険制度で、移送サービス との言い分です。 送サービスを、 タクシーへの乗客が減る タクシーよりも安い価格 為だと、問題にしたのです。 で乗客を移送されると、 タクシー業界は福祉 同時に、 白タク行 った 介 移

も含め、 利益を すが、 タクシーによる移送サービス えると、多くの被保険者が を利用し始めました。 低料金でタクシー

ビスでは財政的な面

法人でなければならない。 取得しなければならない。等々 自治体は「構造改革特区」を

福祉移送サービスは、 国土交通省は、省令で、 対する規制を強化しました。 がると、移送サービスに これでは制度の崩壊に繋 りました。厚生労働省は、 われる費用が、多額に昇 中の移送サービスに支払 風当たりを強くしたのです。 シー業界は、福祉移送サ ビスに対してますます このことにより、タク その結果、介護保険 タクシー業界の訴えに が 使 規制を

道路運送法にはあては

ハートビル法と

あった構造物しか建設出来な 建築基準法などとからめられ、 されました。ハートビル法は、 ートビル法と交通バリアフリ ている中で、 設計段階からハートビル法に 法が法令化され、実施に移 交通バリアフリー 述のように情勢が推移し 法令が見事に守ら 同時進行的にハ 法について いってもいい して進んでい ません。

2 ました。 とは、利用者にも当てはまる を改正し、第 送法第八十条 的には道路運 は今まで通りの移送サービス 送サービスは、 より、福祉移 制度を確立し 七十九条とし は困難になりました。このこ くの規制がかけられ、実質上 有償運送」として正式に法令 ゾーンであっ 運送」という てきて、 で認められました。同時に多 そのことに 「福祉有償 かけ まらない たものが「福祉 今までグレー

たらかしのままです。 ほとんど何の前進もありませ の実体は現状維持で、 リー法が作られましたが、そ の為の移送サービスは、 んでした。障害者の社会復帰 ーは、ほとんどなくなったと 今では障害者に対するバリア そこで、現在、新バリアフ 一方交通バリアフリー法は 程になりました。 遅々と ほっ

今後の展望

今年国連では、障害者人権

さわやか

新バリアフリー法と STS法

先に進まないのでしょうか? 国家プロジェクトとして、 らない課題だからです。 として、取り組まなければな た、地方自治体の制度・政策 って細々とするのではなく、 ビスは民間ボランティアに頼 その第一は、福祉移送サー 新バリアフリー法は ま

ように道路運送法の中で、 ではなく、新バリアフリー法 クシーと同次元で捉える問題 問題です。 の中で扱わなければならない 第二に「福祉有償運送」 タ 0

ます。 りの一貫として応分の予算措 と運輸局が連携して、 頼るのではなく、地方自治体 は民間ボランティアの善意に 置を講じて行うものだと思 第三に、 福祉移送サービス 街づく

れば、多額の費用がかかりま す。それ故、今までは民間ボ ービスを本格的にやろうとす になったように、 ランティアによる細々とした がなかったのです。 事業として行われ、 介護保険制度の中で、 福祉移送サ 発展成長

昨年6月に成立した改正道路交通法の

2008年6月1日から施行されます。

送迎に関する部分をお知らせ致します。

い

宣言が採択されました。 なるでしょう。 政府も批准をせざるを得なく 日本

移送サービスは、 地方自治体によって、 して、又は地方自治体の制度 欧州では、すでに障害者 法制化され、 国の制度と 運営さ 国家や 0 しょうか?

として、

れています。

地方自治体による「街づくり 計画」として福祉移送サービ 時期に来ているのではないで スを考えていかねばならない 日本でも一日も早く国家や

法 = Special Transport Service) 今話題に上っているのは、

高齢運転者

以上の運転者

七〇歳

の方は、

努

の表示人

力義務であ

の制定です。

する、障害者移送サービスを 運送法の枠の中で考えるので 体による、街づくりとして、 制度として確立し、 はなく、STS法をはじめと 取り上げてゆくべきことだと 福祉移送サー ビスを、 地方自治 道

部が

になります。

0 一点)となって み(違反点数 警察による違反取締は当面高速道



であった後部座席 従来、 シートベルトの 着用が義務付け トより後)にも (セカンドシー 努力義 路

改正前 力義務手席以外の同乗者) 後部座席などの同乗者(助 は努

改正後 席以外の席でも完全義務化 後部座席など運転手・助手 場合は、運転者に行政処分 の点数が付されます。 高速道路において違反した となります。当分の間、

平成20年 月1日

> なります。 取締は(違

警察による違反 反点数一点、反

の運転者の

方は義務付けに

公示が七五歳以上

転者標識」の

った「高齢運

改正前

則金四千円

となっています。

普通自動 歳以上の は努力義 む)を運 「高齢運 ドライバーの方は 転する場合、七〇 車 (軽自動車を含 転者標識」 の表示

改正後 付され、 化され、 す。七〇 七五歳以 まで通り の運転者 努力義務 の方については今 歳以上七五歳未満 反則金が発生しま 行政処分の点数が 上の運転者に義務